

2. 貿易一般保険包括保険(機械設備・鉄道システム・船舶) (2年未満案件)の概要

※技術提供保険を含む



貿易一般保険 (設備財包括保険)

- (1) 設備財包括保険の概要
- (2) 対象となる輸出契約等
- (3) てん補範囲と保険料
- (4) 保険責任期間と保険申込
- (5) よくあるお問い合わせ

(1) 設備財包括保険の概要

貿易保険の種類

個別保険

- ・貿易一般保険(個別保険)
- ・輸出手形保険
- ・貿易一般保険(技術提供契約等)
- ・貿易代金貸付保険
- ・海外投資保険
- ・海外事業資金貸付保険
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険
- ・限度額設定型貿易保険

包括保険

企業包括保険

- ・貿易一般保険包括(企業総合保険)
- ・貿易一般保険包括(技術提供契約等)
- ・簡易通知型包括保険
- ・貿易代金貸付保険包括保険

商品別組合別包括保険

- ・貿易一般保険包括(消費財包括保険)
 - ・日本鉄鋼連盟
 - ・線材製品協会
 - ・特殊鋼倶楽部
- ・貿易一般保険包括(設備財包括保険)
 - ・日本機械輸出組合
 - ・日本鉄道システム輸出組合
 - ・日本船舶輸出組合

設備財包括保険とは？

被保険者	日本機械輸出組合、日本鉄道システム輸出組合、日本船舶輸出組合にて、設備財包括保険の利用申込をした組合員
対象貨物	各組合毎に特約書にて規定
メリット	<ul style="list-style-type: none">■ NEXIと各輸出組合が1年更新の特約書を締結し、各組合毎に包括的に保険を申し込むことにより、個別保険と比較して低廉な保険料での保険申込が可能。■ NEXIへの保険申込手続きを各輸出組合が代行。■ 高格付バイヤーの信用リスクに対し、他保険種よりも厚い与信枠。

(2) 対象となる輸出契約等

対象となる輸出契約



•契約元本が裾切り金額(注1)以上

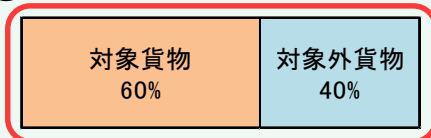
(注1)裾切り金額は組合によって設定が異なります。

機械	原則2,500万円、オプションで1,000万円も選択可
鉄道システム	1,000万円
船舶	貨物の種類によって、1,000万円～5,000万円

•本邦出荷の輸出貨物が特約書上の対象貨物

※一つの輸出契約に包括特約の対象貨物と対象外貨物が混在する場合

①対象貨物 > 対象外貨物: 対象外貨物を含め全額が付保対象



← 契約金額の100%が付保対象

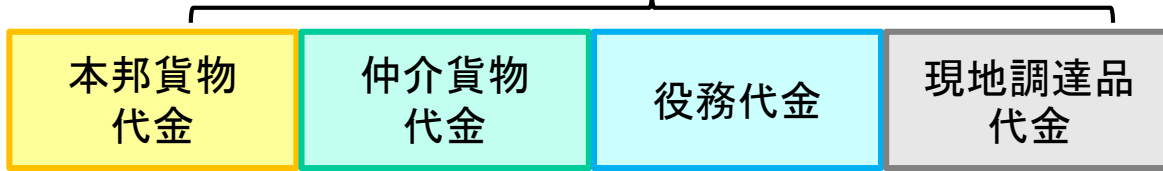
②対象貨物 < 対象外貨物: 対象貨物のみ付保対象。ただし、対象貨物が裾切り金額以上であること(対象貨物が裾切り金額以下の場合は全額付保対象外)



← 契約金額の40%のみが付保対象

契約形態による設備財包括保険付保の可否

—契約



現地調達品を除いた各代金の内
一番大きい代金の契約とみなし、
設備財包括保険付保の可否が決まります。

機械設備の場合、
本邦企業の海外子会社からの
100%仲介は可 (option)

(注)

① 役務とは本邦役務、仲介役務および現地役務をいいます。

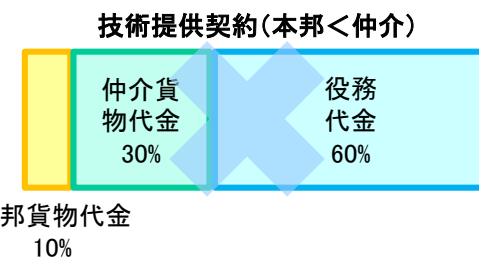
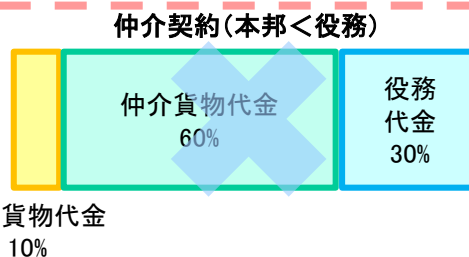
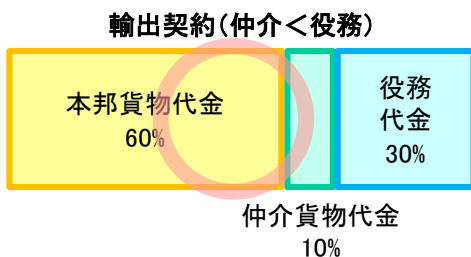
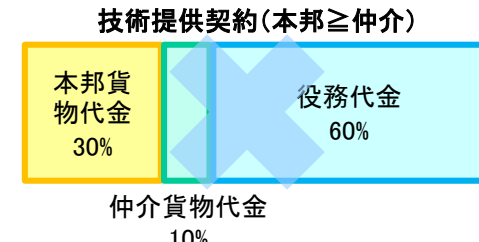
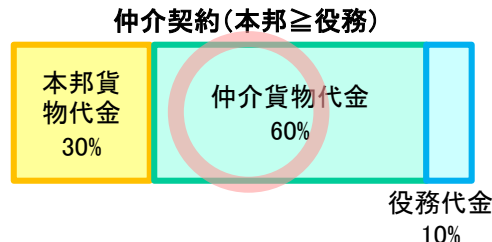
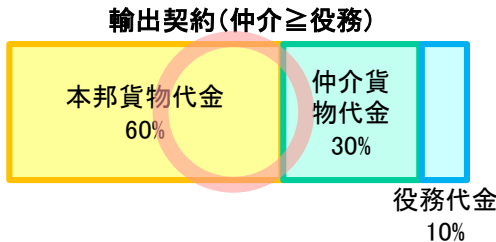
② 現地調達品代金が契約金額の50%を超える場合は、その現地調達品代金部分は、貿易一般保険の付保対象外です。

従って、50%以下の場合はその現地調達品代金部分を含めて付保対象となります。

技術提供契約等保険の対象



→個別保険、企総等の対象



設備財包括保険における案件の区分

案件の分類	対象となる案件	主な特徴
一般案件(証券型) ＜基準内案件＞	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの ◆契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの ◆被保険者が二以上のもの <p>その他、貿易一般保険包括保険(機械設備・鉄道システム・船舶:特定2年未満案件) 手続細則 別表1において定められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面による申込み ✓ 1件毎に保険証券が発行される ✓ 輸出契約書等のエビデンスの提出は不要
特定2年未満案件 (台帳型) ＜基準内案件＞	<ul style="list-style-type: none"> ◆起算点から決済までが2年未満の契約 ◆10%以内のリテンションで、起算点から決済日まで2年以上あるものも対象 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>データ</u>による申込みが可能 ✓ 1ヶ月分の申込みをまとめて確定台帳が発行される
＜基準外案件＞ (付保義務はないが、付保を希望する場合は事前相談が必要)	◆引受基準に適合していない案件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ NEXIに事前相談をした上で内諾が得られれば、一般案件と同様に保険申込み可能。

※申込は各輸出組合経由となります。

<参考>2年未満案件とは

「2年未満案件」とは、代金等の決済が起算点（一般的に船積日）から2年未満までに行われるものをいいます。

ただし、代金の10%以内の金額をリテンション（代金等の支払留保分）として後払いする部分のみが起算点から2年以上にわたって決済されるものも「2年未満案件」となります。

（起算点から最終決済期日まで2年以上、または起算点から2年以上にわたるリテンションが10%を越える場合は、「2年以上案件」となります。）

<参考>一般案件(証券型)とは

- ▶ 日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの
- ▶ フルターンキー特約を付して保険契約を締結するもの
- ▶ 共同保険に係る保険契約を締結するもの
- ▶ フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの(完成納期案件)
- ▶ エスカレーションクローズ付きのもの
- ▶ 契約相手方又は代金等の支払人のいずれかが複数であるもの
- ▶ 表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの
- ▶ 代金等の決済が各船積時から2年以上となるものを含むもの
- ▶ 起算点から最終の決済期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの
- ▶ 船積実行日を起算としない決済(リテンションを除き、決済期日が二以上のものに限る)を含むもの

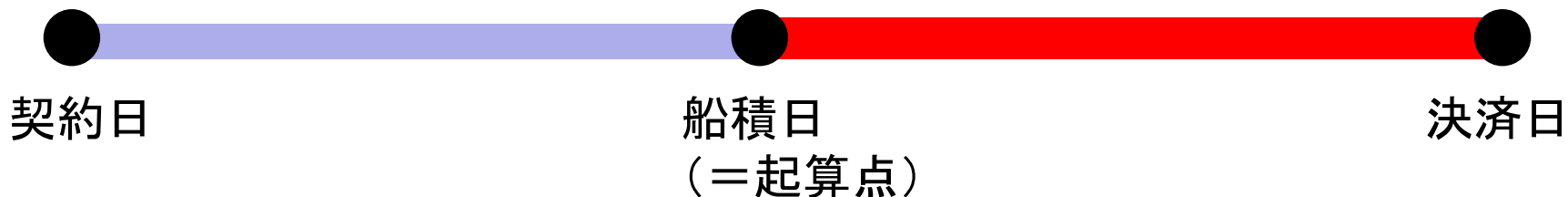
<参考>2年未満案件の範囲

例① 2年未満の案件で、船積1回、決済1回の場合

代金決済が船積日を起算とし2年未満で行われるもの。

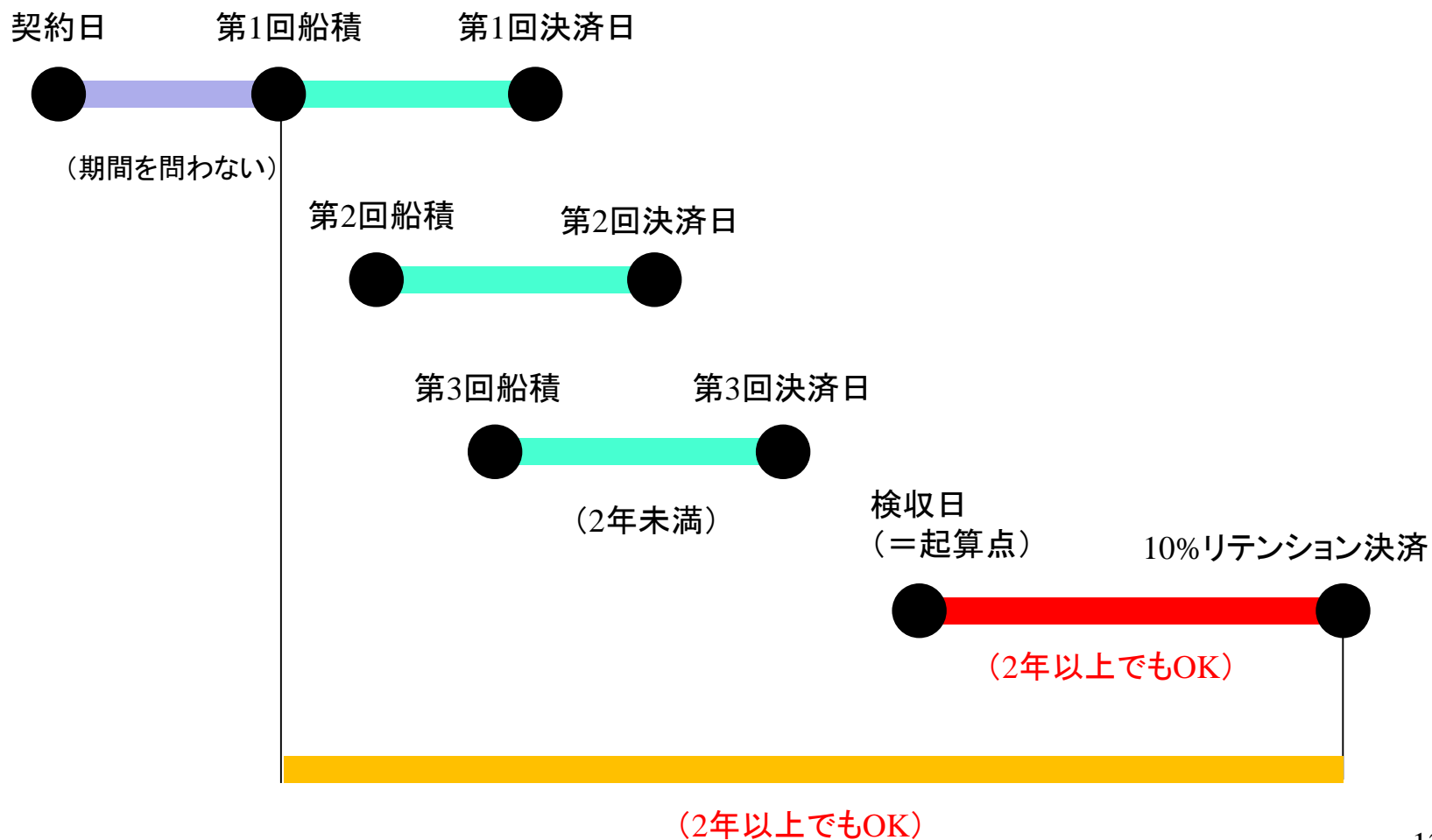
(期間を問わない)

(2年未満)



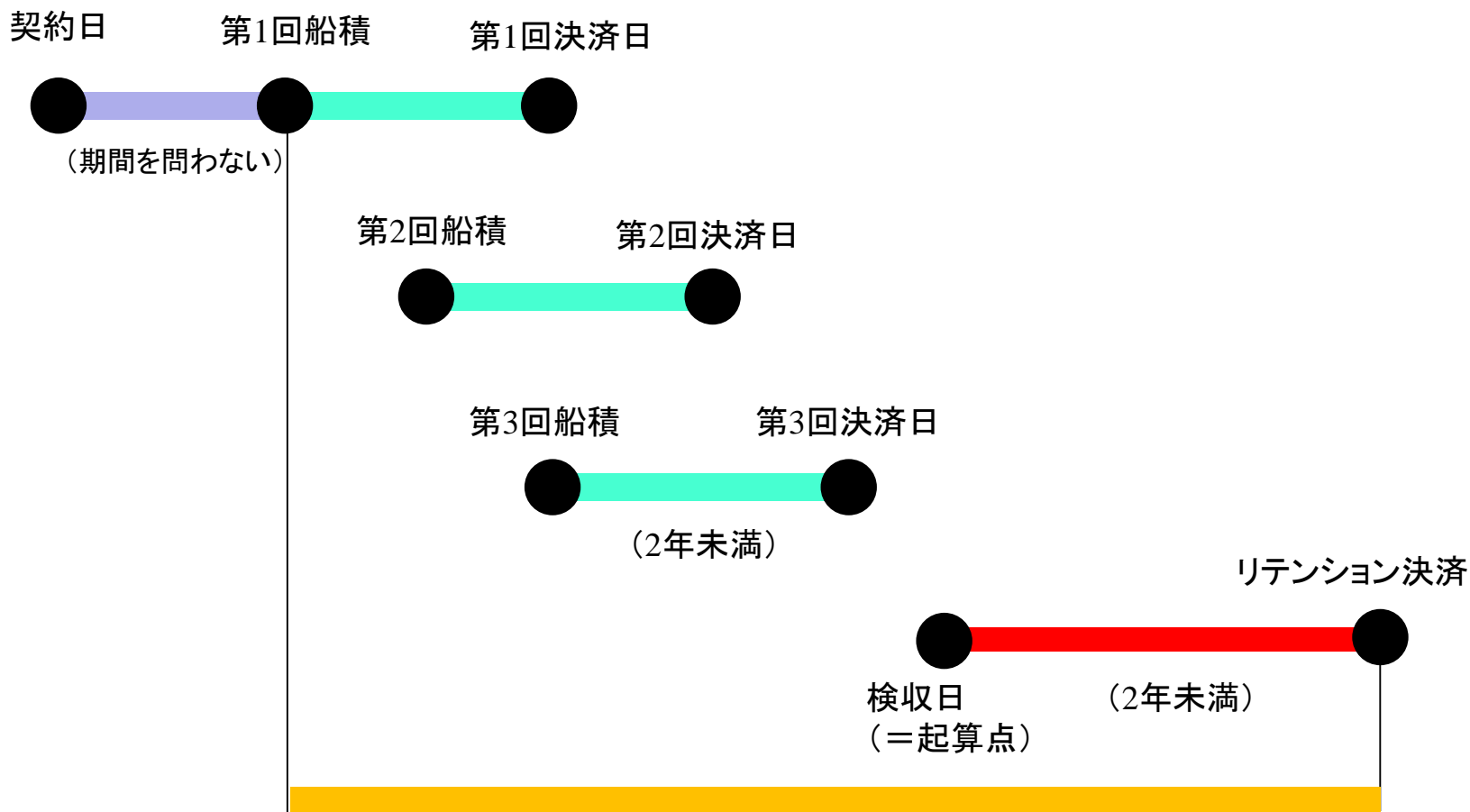
例③ 2年未満の案件で、分割船積、各船積毎決済90%、検収後決済10%の場合

代金の10%以内のリテンション決済が検収日から2年以上経過後に行われるもの。



例④ 2年未満の案件で、分割船積、各船積毎決済80%、検収後決済20%の場合

代金の10%超のリテンション決済が検収日から2年未満で行われるもの。



(2年以上でもOK)

基準外案件とは

『引受基準』に適合しない案件について、付保を希望される場合は、個別に対応いたしますので、事前にNEXIへご相談ください。

これらは一般に「基準外案件」「内諾案件」等と称され、個別審査の結果、引受可と判断されたものについては「内諾書」が交付され、引受が可能となります。

内諾相談

個別に審査を行うことから期間を要する場合があるため、商談の進捗等を勘案しつつ、十分な時間的余裕をもって事前にご相談下さい。

内諾書

有効期限は内諾書発行後6ヶ月となっておりますが、保険申込については、輸出等契約締結日(発効条件がある場合は発効日)の翌月末までに行う必要がありますのでご注意下さい。

なお、基準外案件の場合でも「少額案件(下記*参照)」の場合、内諾申請及び承諾を省略することが可能(「内諾書」が発行されたものとみなされる)となっております。

* 次の全ての条件を満たす案件

- ① 契約金額が1億円未満のもの
- ② 仕向国、支払国又は保証国のいずれもが国カテゴリーHの国でないもの
- ③ 起算点から最終決済日までの期間が12ヶ月以内のもの

(3) てん補範囲と保険料

てん補範囲（非常・信用）

申込みメニュー

セットのみ取扱い
一部選択は不可

A + B + C + D

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

<てん補範囲別の付保率>

- A（船積前の非常危険）：80%（固定）
- B（船積後の非常危険）：97.5% または100%（オプション）
- C（船積前の信用危険）：80%（固定）
- D（船積後の信用危険）：90%（固定）

保険金額

船積前（AまたはC）の保険金額 = 保険価額（貨物のFOB相当価格） × 付保率

船積後（BまたはD）の保険金額 = 保険価額（輸出契約等の金額） × 付保率

バイヤー格付別のてん補範囲

格付			てん補リスク			
			非常危険		信用危険	
			A	B	C	D
			船積前	船積後	船積前	
破産及び破産に準ずる事由	一方的な契約キャンセル	破産			債務不履行	
名簿区分	G	GS	○	○		○
		GA	○	○		○
		GE	○	○		○
	E	EE	○	○	×	○
		EA	○	○	×	○
		EM	○	○	×	△※1
		EF	○	○	×	△※1
		EC	○	○	×	×※2
P	○	×※2	×	×※2		
事故管理区分	R	○	×※2	×	×※2	
	B	保険契約を締結しません				
未登録			登録後にお申し込みください			

オプション補償制

○:てん補します △:個別保証枠残高が契約金額以上ある場合にお引受け可能 ×:てん補しません

- ※1 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。但し、ユーザンスが1年以内のものに限る。
 取消不能信用状 (ILC) により決済される場合は、2年未満のユーザンスのものをてん補。
 ILC発行銀行または確認銀行の格付は、GS格、GE格、SA格 (信用状態の良い銀行) に限る。
- ※2 ILCにより決済される場合はてん補 (ただしILC取得後に限る)。
 ILC発行銀行または確認銀行の格付は※1に同じ。

保険料試算例

【前提条件】 輸出契約金額:1億円、船積前期間:30日、船積後期間:60日

EA格バイヤーが支払人の場合

米国 (A)	船積前	船積後
非常危険	¥6,000	¥9,000
信用危険	¥3,000	¥76,000
合計保険料		¥94,000

中国 (C)	船積前	船積後
非常危険	¥27,000	¥79,000
信用危険	¥3,000	¥76,000
合計保険料		¥185,000

バングラデシュ (F)	船積前	船積後
非常危険	¥70,000	¥184,000
信用危険	¥3,000	¥76,000
合計保険料		¥333,000

EF格バイヤーが支払人の場合

米国 (A)	船積前	船積後
非常危険	¥6,000	¥9,000
信用危険	¥3,000	¥221,000
合計保険料		¥239,000

中国 (C)	船積前	船積後
非常危険	¥27,000	¥79,000
信用危険	¥3,000	¥221,000
合計保険料		¥330,000

バングラデシュ (F)	船積前	船積後
非常危険	¥70,000	¥184,000
信用危険	¥3,000	¥221,000
合計保険料		¥478,000

※EF格バイヤーが支払人の場合は、船積後信用危険はオプションでのてん補

※日本機械輸出組合経由の場合、組合への保険取扱手数料が別途発生

<留意点> 保険料について

バイヤーの格付、資本・人的関係によっては、信用危険（前ページのC、D部分）をてん補できない場合があります。

○PU格のバイヤー（信用状態が不明であるバイヤー）

船積前・船積後における各信用危険に係る損失はてん補しません（ILCにより決済される場合は除きます）

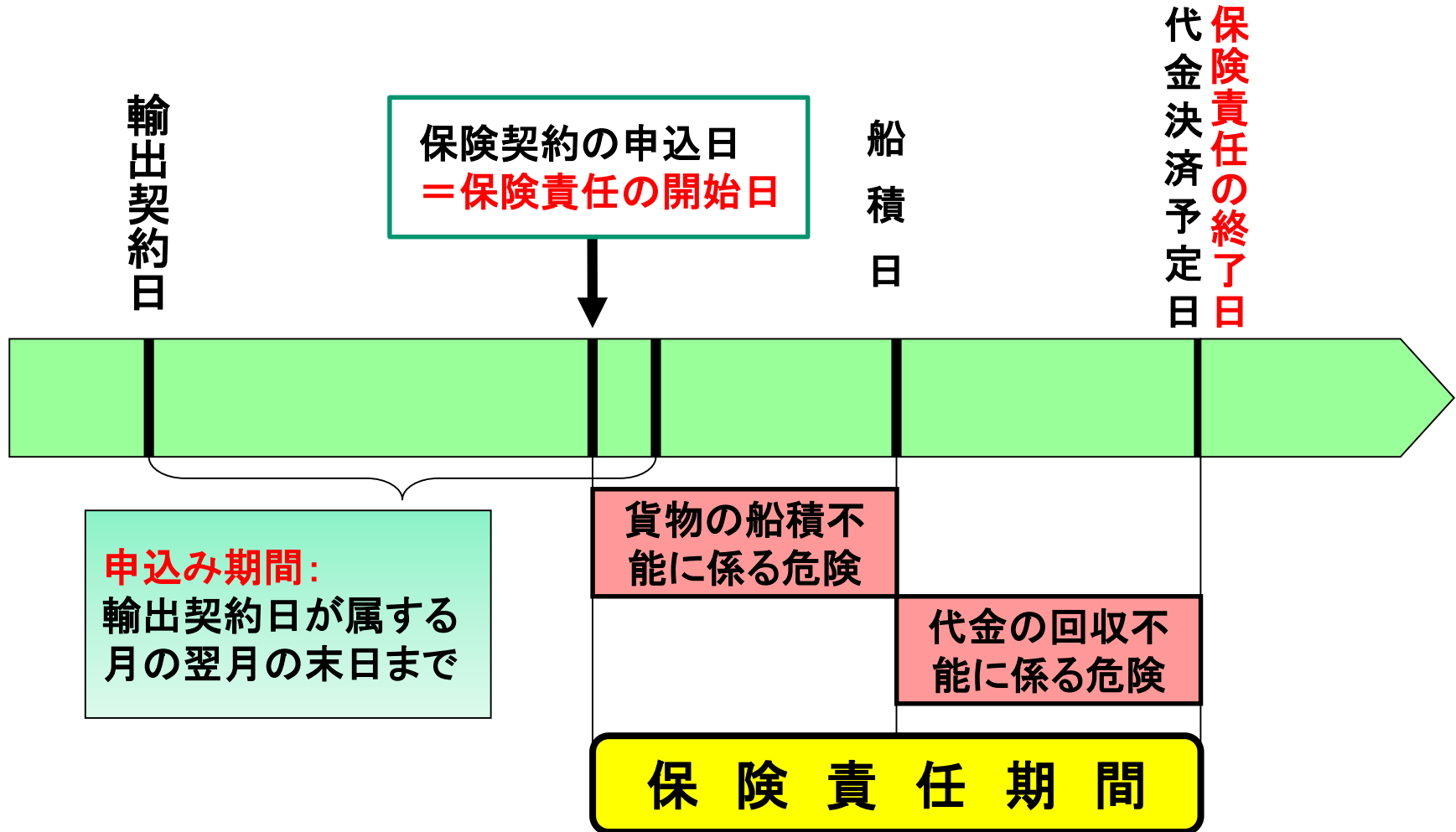
○仕向国、支払国又は保証国の取り扱い

船積不能のてん補危険（船積前）の保険料率に適用する国カテゴリーについては、輸出貨物等の仕向国とし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は保証国（ILC発行国又はILC確認国を含む）が異なるときは、当該国のうち、いずれか高い国の料率を適用いたします。

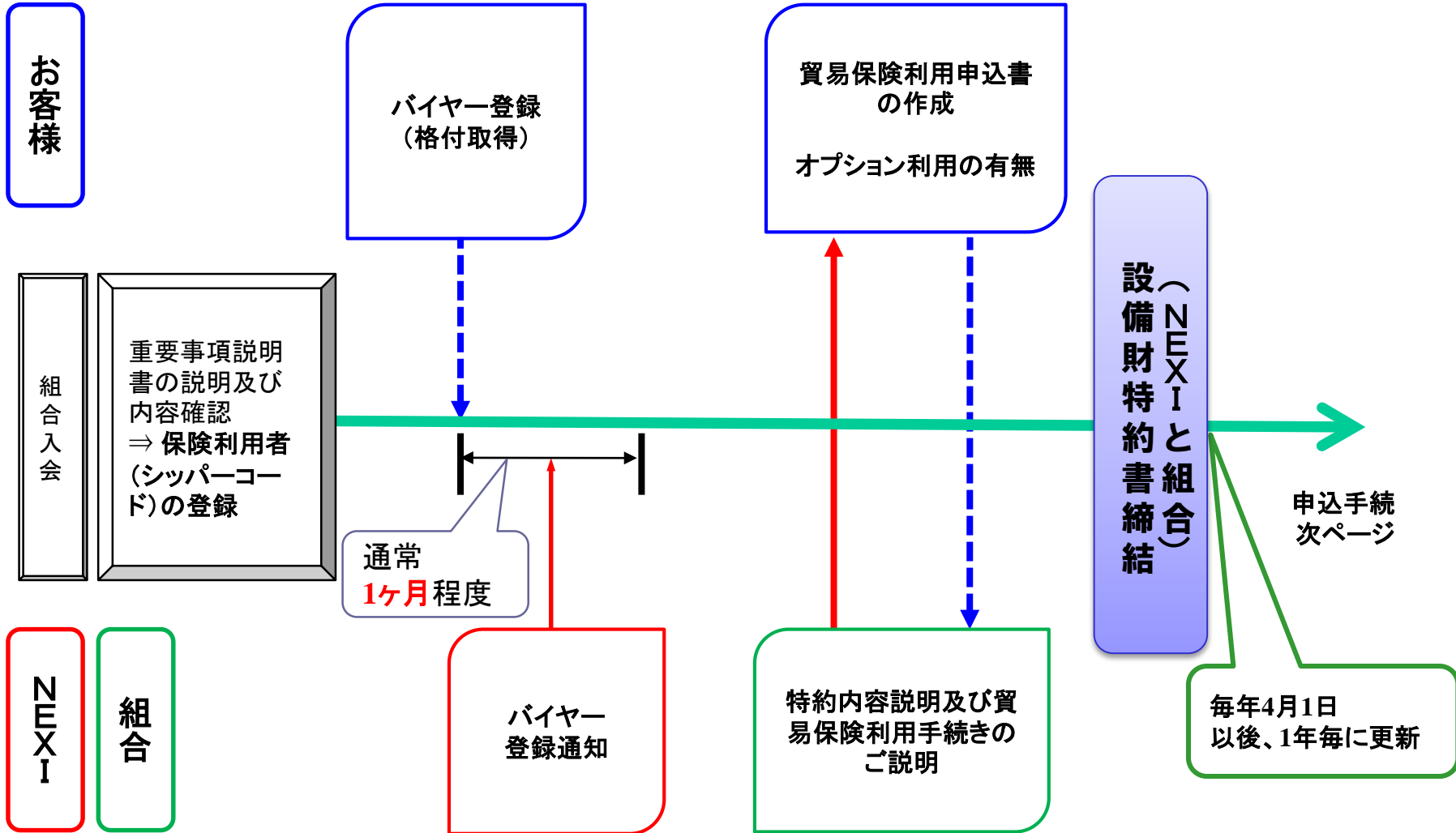
代金回収不能のてん補危険（船積後）の保険料率に適用する国カテゴリーについては、輸出貨物の代金等の支払国とし、代金等の支払国と保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーを適用いたします。

(4) 保険責任期間と保険申込

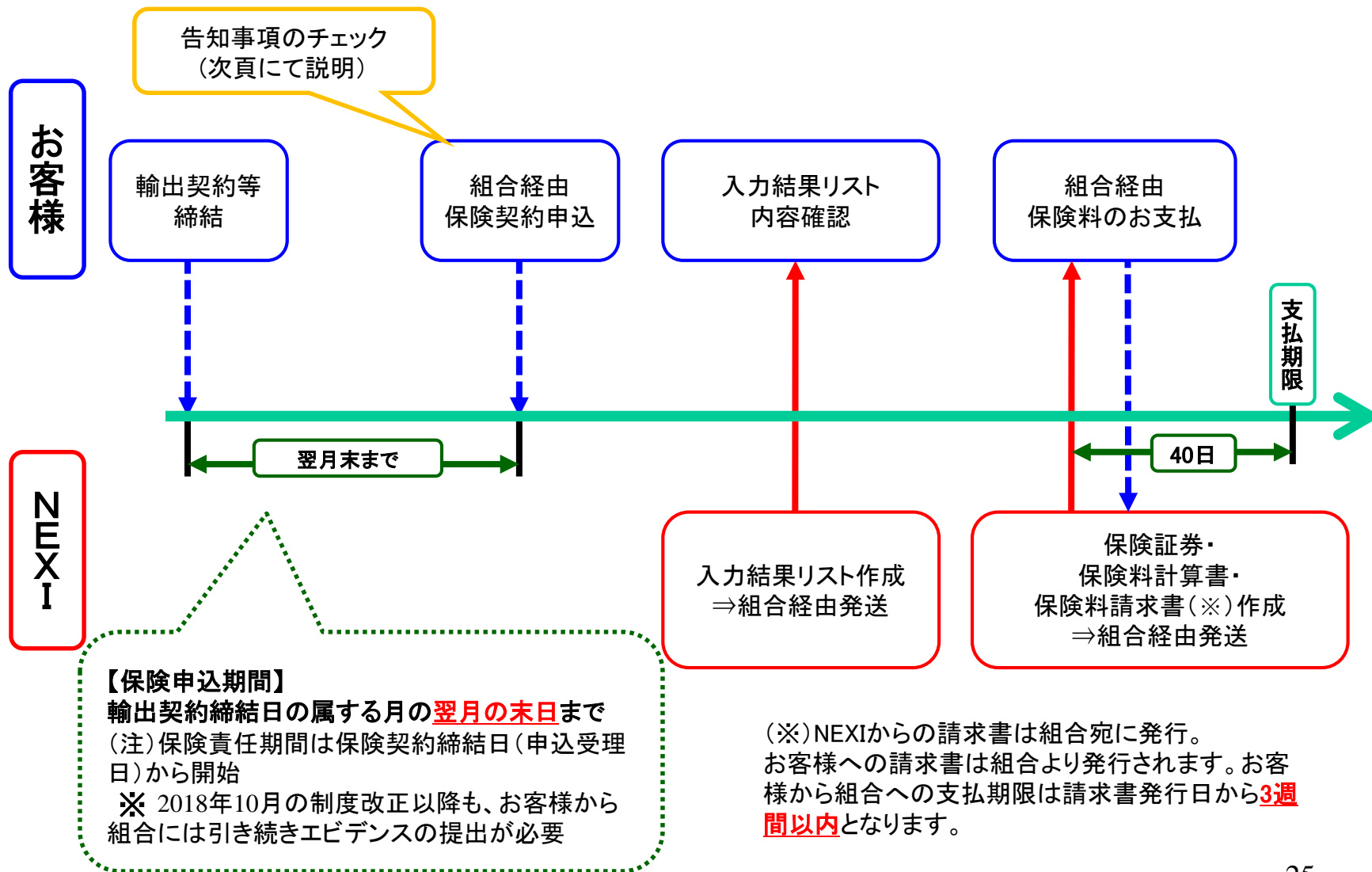
保険責任期間



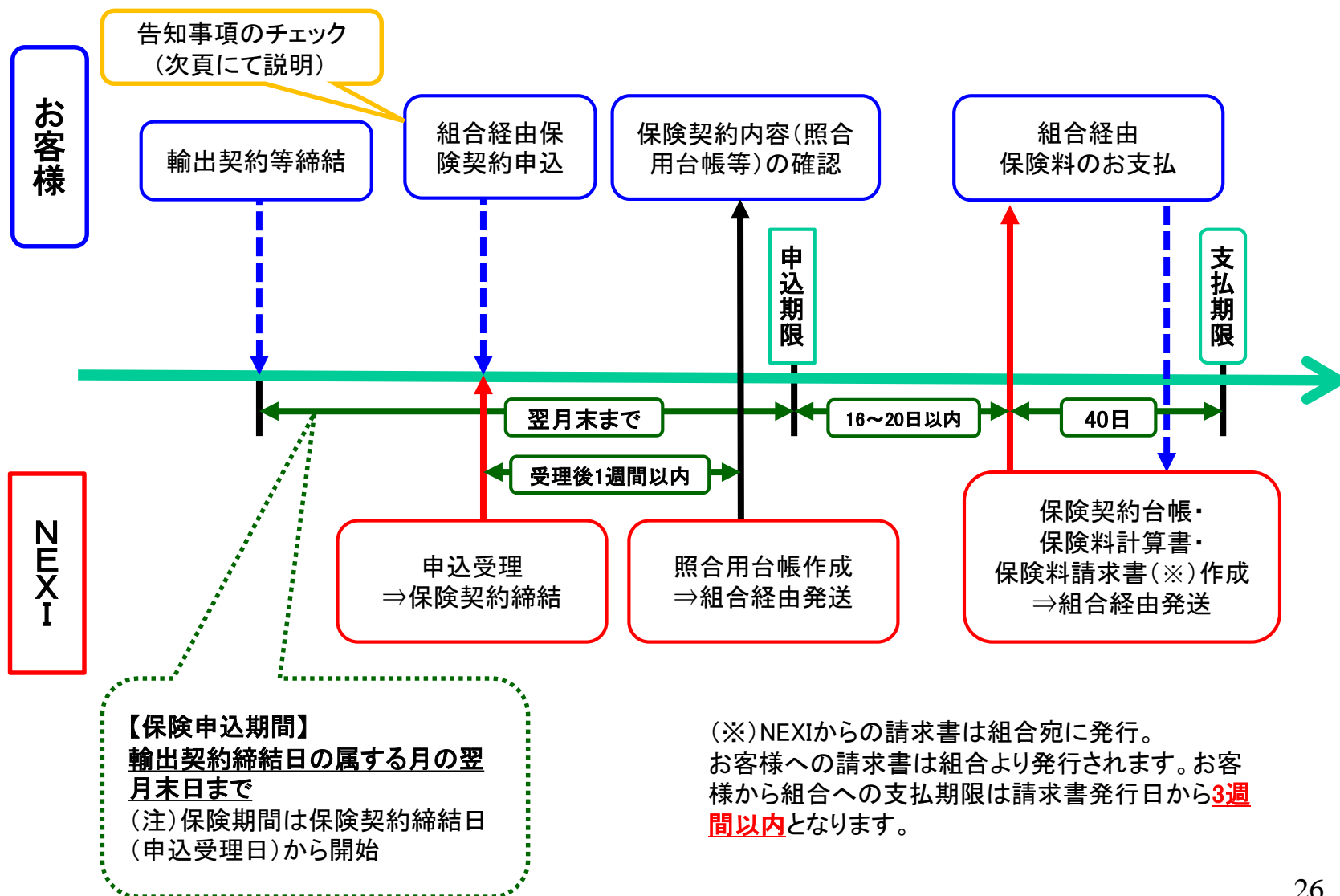
設備財包括保険申込 事前手続フロー



設備財包括保険 申込手続フロー(一般案件)




設備財包括保険申込手続フロー（特定2年未満案件）



< 申込時の留意点 > 告知義務

告知方法

 保険契約申込時において、告知事項を確認して下さい。

告知事項に該当する場合のみ、別途告知書を記入の上、組合経由でNEXIへご提出下さい。

告知事項

- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、
決済期限に決済が予定通り行われず、**45日以上**の遅延が発生し、**現時点において**
解消されていないこと
- ② 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、**操業停止状態にある**、又は
破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除される場合があります

＜申込時の留意点＞安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

対象貨物等がキャッチオール規制によるインフォーム要件/客観要件に該当した場合

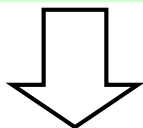
- 保険申込前までに該当した場合
 - ⇒ 保険申込みに際し、別紙様式※により通知
 - ⇒ 輸出許可が取得できてからお引受け
- 保険契約締結以降に該当した場合
 - ⇒ 該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式※により通知
 - ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、輸出等が出来なくなった場合は、輸出不能事故の対象となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

輸出契約等の重大な内容変更

輸出契約等の契約内容に変更が生じ、

NEXIが規定する**重大な内容変更**に該当する場合



※内容変更通知

重大な変更とは

- ・船積期日の延期(証券記載の期日から3ヶ月を超えるもの)
- ・決済方法、支払通貨の変更
- ・代金等の額の増加(10%以上且つ裾切金額以上のもの)
- ・契約相手方、支払人、保証人の変更
- ・仕向国、支払国、保証国の変更

等

※2014年10月1日より前に保険契約を締結した案件は従来の内容変更**承認申請**となります。

変更の生じた日から **1ヶ月以内、**

かつ内容変更等通知期限まで

(事故が発生するまで)

内容変更通知期限は
保険証券上に記載

基準内案件では、重大な内容変更が発生した場合の内容変更通知は「義務」となります。

※基準外案件の場合は、一部を除いて内容変更通知は「任意」です。

内容変更等通知期限

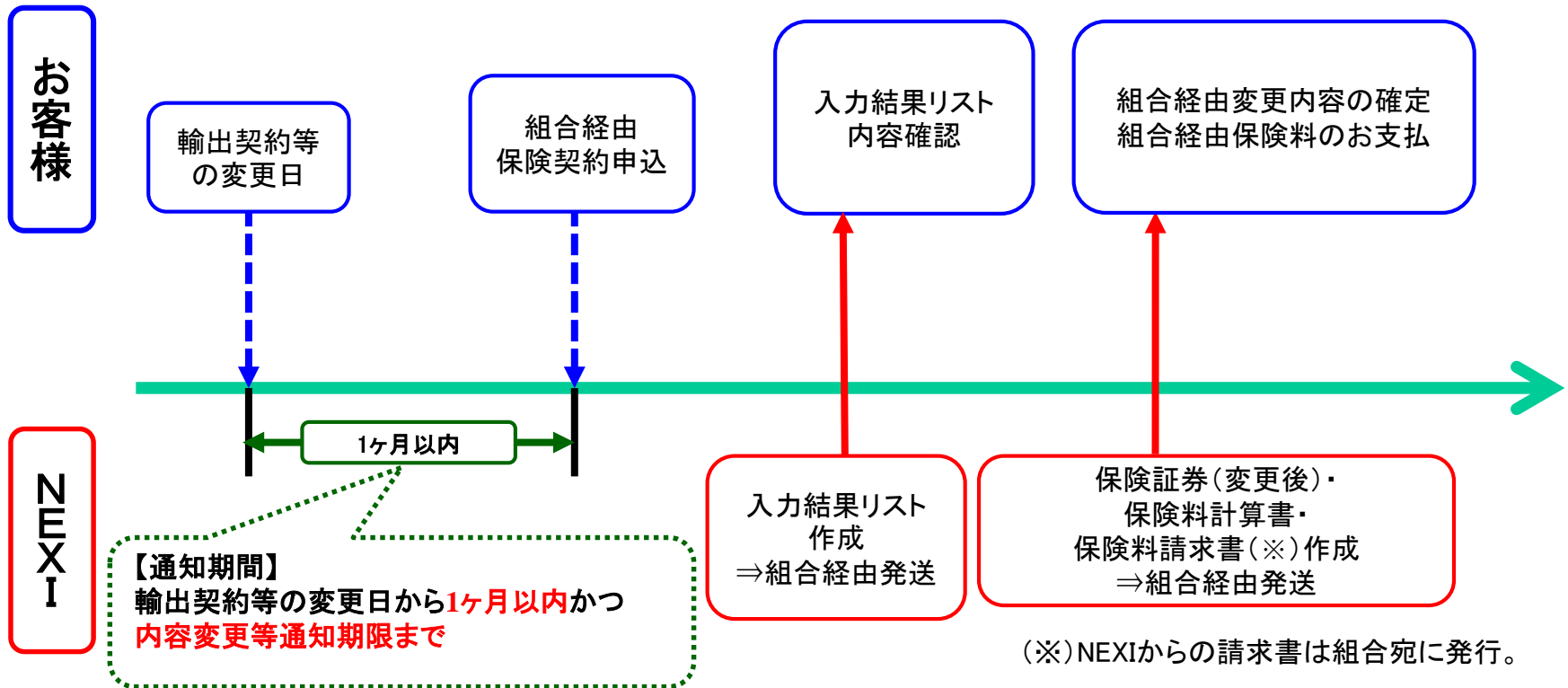
- 保険契約単位で、以下の内容変更等通知期限が設定されています。

最終決済予定日に係る決済方法	内容変更等通知期限
船積実行日をユーザンスの起算点とする決済	最終船積予定日に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日
マイルストーンペイメント(貨物)	最終決済予定日に3月を加えた日
リテンション	最終決済予定日に6月を加えた日
マイルストーンペイメント(役務) 対価確認日をユーザンスの起算点とする決済	最終対価確認予定日に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日
上記以外	最終決済予定日

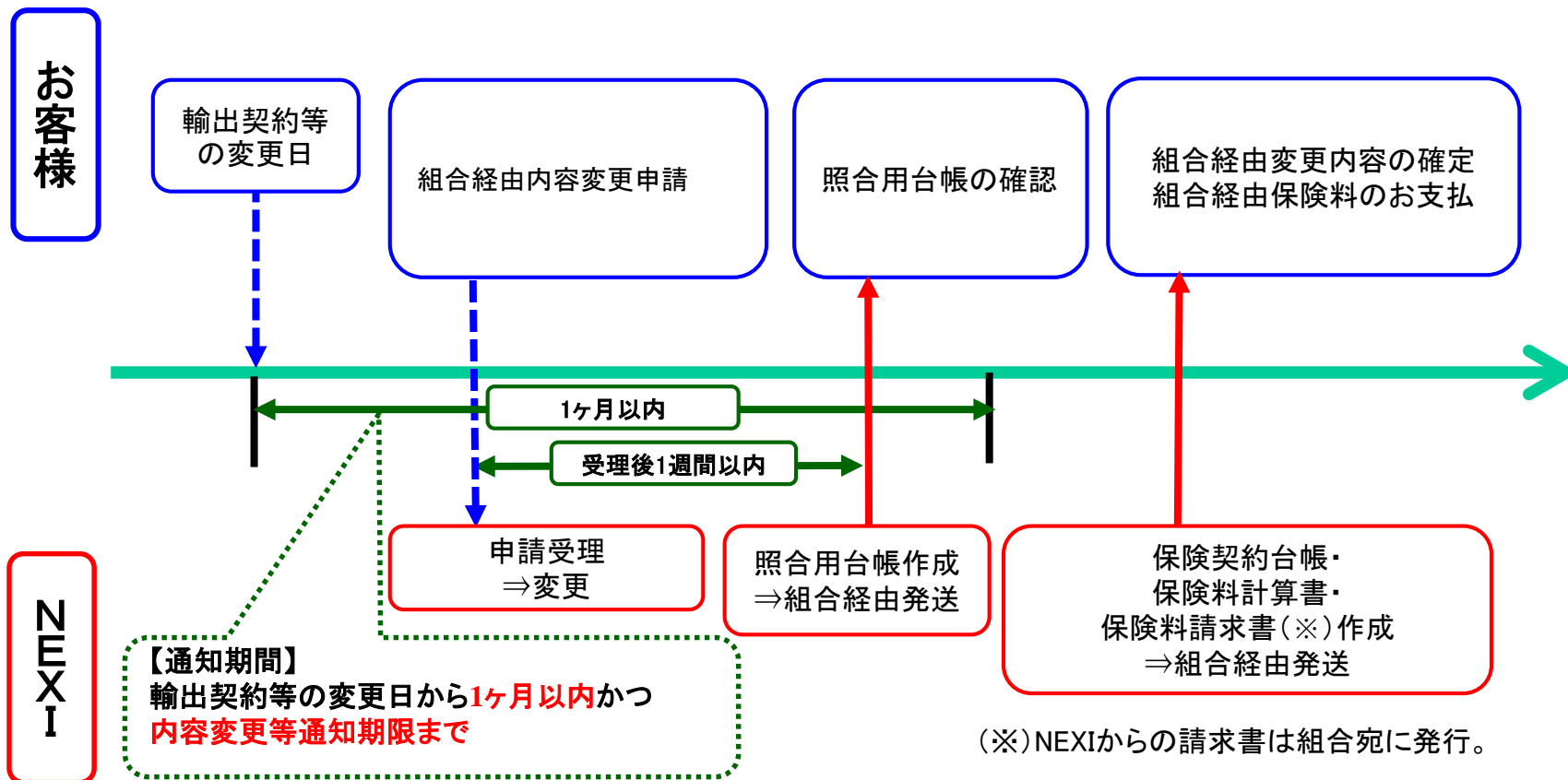
※ 内容変更等通知期限を経過して、内容変更をご通知頂いた場合

- 原則、内容変更の通知を受理することは出来ません。
- お客様から個別にご事情をお聞きし、特に NEXI が認める場合に限り、承認を行う場合があります。
- ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となります。
- 当該案件が特定2年未満案件の場合、一般案件に切り替えとなります。

<参考>内容変更通知(期間延長の場合)手続フロー(一般案件)



＜参考＞内容変更通知（期間延長の場合）手続フロー（特定2年未満案件）



〈参考〉誤記訂正について

新規保険契約時の申し込み内容について誤記があり、証券/台帳が既に発行されてしまっていた場合、誤記訂正の手続きが必要です。
なお、訂正申請前に発生した事由に係る損失は不てん補となります。
訂正承認申請を、各組合経由でNEXIに対して速やかに行ってください。

※証券/台帳の発行前であれば、各組合経由でNEXIにご連絡頂くことによって、追加の申請をせずに内容の修正が可能です。入力結果リストや照合用台帳がお手元に届いた際には、契約内容に間違いが無いか、よくご確認下さい。

(5) よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ ①

100%前払いの輸出契約も、契約金額が裾切り金額以上であれば、設備財包括保険の付保が義務となるのでしょうか。コンソーシアム案件で、自分は付保を希望しますが、パートナーは付保を希望していません。



付保義務はありません。

100%前払いの輸出契約又は円借款・無償援助により代金決済が行われる輸出契約については、包括保険における申し込みは任意となっております。コンソーシアム案件では個社別の付保選択が可能です。

よくあるお問い合わせ ②

当初の契約からアmendを重ねた結果、現在の契約金額が保険申込時の金額と比較して9%増加しています。特段、内容変更通知をしなくてもよいと理解していますが、間違いはないでしょうか。



➤10%以上の増額でなければ、内容変更通知は任意です。

ただし、万が一保険事故が発生しても、増額分はカバーされません。もし、カバーをご希望される場合は、任意の内容変更通知が必要です。

また、個々のアmendが10%未満でも、アmendの合計が10%を超えた時点で内容変更通知は義務となりますので、ご注意ください。

なお、10%以上の増額が発生した時点(内容変更等の通知義務が発生した時点)で既に代金決済が終了している部分は、保険対象外として保険価額に含めないこととしております。

よくあるお問い合わせ ③

当初の輸出契約をアmendした結果、契約金額が減額となりました。内容変更通知をすれば、保険料の差額は返還されるのでしょうか。



▶ **保険料の返還は可能です。但し、返還保険料の下限(※)が定められています。** 契約金額の減額に関する内容変更通知は義務ではありませんが、任意でご通知頂ければ、保険料の差額は返還致します。但し、包括保険特約書において、返還保険料の下限が定められており、返還対象の差額がその下限未満であった場合には、保険料の返還は致しません。

(※) 内容変更の場合・・・100,000円、誤記訂正の場合・・・1,000円

よくあるお問い合わせ ④

組合員企業と非組合員が連名で受注した場合は、非組合員部分も組合包括保険として付保ができるのでしょうか。



➤ **組合員企業の受注部分のみが組合包括保険の付保対象となります。**

非組合員の受注部分を引き受けることは出来ない為、非組合員を含んだ連名契約の場合は、契約当事者間で交わされる業務協定書等に基づく組合員受注部分のみを一つの契約とみなして、組合包括保険の対象とします。非組合員が保険の付保を希望する場合は、個別保険として別途申し込む必要があります。

よくあるお問い合わせ ⑤

仕入先が海外工場で生産をするようになりました。全貨物を海外工場から出荷する輸出契約ですが、自社の海外子会社でない限り保険を付保できないのでしょうか。



オプションで付保対象となります。

特約書で100%仲介貿易契約オプションを選択している場合は、自社に限らず本邦企業の会社法上の海外子会社から出荷する場合にも保険の対象となります。

(機械設備特約に限る)